軽度者への福祉用具貸与に係る 例外給付の取扱いについて

平内町 福祉介護課 介護保険係

(令和3年4月版)

1. 軽度者への福祉用具貸与のこれまでの経過

平成18年度介護報酬改定により、福祉用具貸与について、要支援1・2、要介護1の方は「軽度者」となり、軽度者の状態像からは利用が想定しにくい品目である①車いす、②車いす付属品、③特殊寝台、④特殊寝台付属品、⑤床ずれ防止用具、⑥体位変換器、⑦認知症老人徘徊感知機器、⑧移動用リフト(つり具部分を除く)の8種目について、原則として保険給付の対象としない改正が行われました。

ただし、状態像によっては、軽度者であっても例外的に福祉用具の使用が必要となる状態も想定されることから、福祉用具の必要な状態像かを判断する方法について、要介護認定に係る基本調査結果の情報を活用することにより例外給付の判断をすることとなりました。

しかしながら、前述のような基本調査の結果を根拠とする画一的な判断では、福祉用具が必要な状態像にあるにもかかわらず例外給付の対象とならない事例が生じていることを受け、厚労省による算定基準の一部を見直しし、平成19年4月1日からは、認定結果では必要な状態像にあると認められない場合でも、必要な手続きを経て町が確認を行えば例外給付を受けることができるようになりました。

さらに、平成24年度の制度改正により、例外給付の品目に⑨自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引するものを除く)が追加され、対象となる福祉用具は全部で9種目となりました。この⑨自動排泄処理装置については、先に示した軽度者の他、要介護2及び要介護3についても原則として保険給付対象外となり、例外給付を行う場合は所定の手続きが必要となります。

◆保険給付対象種目一覧表

種目	軽度者	中重度者	
	要支援1・2、要介護1	要介護2・3	要介護4・5
自動排泄処理装置 (尿のみ自動的に吸引するものを除く) 車いす及び車いす付属品 特殊寝台及び特殊寝台付属品	原則、保険給付の対象外	\	
まずれ防止用具体位変換器 認知症者人徘徊感知機器 移動用リフト(つり具の部分除く)	※一定の条件に該当 する場合は、保険の給 付対象となる。		
手すり スロープ 歩行器 歩行補助つえ 自動排泄処理装置(尿のみ自動吸引するもの)		保険給付の対象	R

- ※ 自動排泄処理装置の交換部品(レシーバー、チューブ、タンク等)は貸与ではなく福祉用具購入の対象となります。
- ※ 自動排泄処理装置の関連製品等(専用パッド、洗浄液、専用シーツ等)は介護保険対象外です。

2. 軽度者における例外給付の判断

軽度者に対する福祉用具貸与例外給付を検討する場合は、下表に定める状態像にあてはまっていることが 前提となります。そのうえで、その状態像に対し利用者の直近の認定調査結果が ①判断できる項目がない 、 ②認定調査の結果が該当している、 ③認定調査の結果が該当していない のいずれにあてはまるか判断し、 次ページのとおり取り扱います。

	対象外種目	状態像	認定調査の結果		
		(厚生労働大臣が定める者のイ)	(厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果)		
ア	車いすおよび車い	次のいずれかに該当する者			
	す付属品	(一)日常的に歩行が困難な者	基本調査項目 1-7 歩行 が「3. できない」		
		(二)日常生活範囲における移動の支	基本調査項目に判断できる項目がないため適切なケアマネ		
		援が特に認められる者	ジメントにより判断する		
1	特殊寝台及び特殊	次のいずれかに該当する者			
	寝台付属品	(一)日常的に起きあがりが困難な者	基本調査項目 1-4 起き上がり が「3. できない」		
		(二)日常的に寝返りが困難な者	基本調査項目 1-3 寝返り が「3. できない」		
ウ	床ずれ防止用具及	日常的に寝返りが困難な者	基本調査項目 1-3 寝返り が「3. できない」		
	び体位変換器				
エ	認知症老人徘徊感	次の <u>いずれにも</u> 該当する者			
	知器	(一)意思の伝達、介護者への反応、	基本調査項目 3-1 意思の伝達 が		
	記憶・理解のいずれかに支障がある		「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外		
		者	又は		
			基本調査項目 3-2~3-7のいずれかが		
			「2. できない」		
			又は		
			基本調査項目 3-8~4-15のいずれかが		
			「1. ない 以外		
			又は		
			主治医意見書において認知症の症状がある旨記載されてい		
			る場合		
		(二)移動において全介助を必要とし	基本調査項目 2-2 移動 が「4.全介助」以外		
		なる。			
オ	移動用リフト	次のいずれかに該当する者			
		(一)日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査項目 1-8 立ち上がり が「3. できない」		
		(二)移乗が一部介助又は全介助を必	基本調査項目 2-1 移乗 が		
		要とする者	「3. 一部介助」又は「4. 全介助」		
		(三)生活環境において段差の解消が	基本調査項目に判断できる項目がないため適切なケアマネ		
		必要と認められる者	ジメントにより判断する		
カ	自動排泄処理装置	次の <u>いずれにも</u> 該当する者			
	(尿のみ自動吸引す	(一)排便が全介助を必要とする者	基本調査項目 2-6 排便 が「4.全介助」		
	るものを除く)	(二)移乗が全介助を必要とする者	基本調査項目 2-1 移乗 が「4.全介助」		

① 基本調査項目に該当の項目がない場合(適切なケアマネジメントにより判断する)

「車いす及び車いす付属品」の状態像《日常生活範囲における移動の支援が特に認められる者》及び、「移動用リフト」の状態像《生活環境において段差の解消が必要と認められる者》を判断するにあたっては、認定調査票に該当する項目がないため、認定結果からは福祉用具が必要な状態像に当てはまるかどうか判断ができません。

この状態像に該当するかどうかの判断及び例外給付の必要性は、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントを経て、ケアマネージャー等の判断により可能となっていますので、町への確認申請は不要です。

ただし、ケアマネージャーにおいては**福祉用具貸与が必要な理由を、居宅サービス計画書の総合的な援助方針欄(予防の場合は介護予防サービス計画書)に記載する(※参考1)**とともに、本人の心身状態や福祉用具が必要と判断する状態像及び、福祉用具種目の必要性等具体的に話し合われた内容を、サービス担当者会議の記録等(予防の場合は支援経過記録等)に確実に記録し、保存してください。

②直近の認定調査票において、基本調査項目の結果が該当している場合

貸与用具に対して、本人の直近の認定調査票における基本調査項目の結果が該当している場合は、福祉用具が 必要な状態像にあることが認められるため、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントを経て、 ケアマネージャー等の判断により例外給付が可能となりますので町への確認申請は不要です。

ケアマネージャーは、福祉用具貸与が必要な理由を居宅サービス計画書の「総合的な援助方針欄」(予防の場合は介護予防サービス計画書) に記載する(※参考1) とともに、本人の心身状態や福祉用具が必要と判断する状態像及び、福祉用具種目の必要性等具体的に話し合われた内容を、サービス担当者会議の記録等(予防の場合は支援経過記録等)に確実に記録し、保存してください。また、認定調査票において調査項目に該当していることが確認できる文書を指定福祉用具貸与事業所へ送付してください。

指定福祉用具貸与事業者は、サービス提供記録と合わせてこの文書を保管してください。

※参考1「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」(平成11年3月31日厚生労働省令第38号)

指定居宅介護支援の具体的取扱方針

第13条

21 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置づける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証した上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。

「指定予防介護支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省令第37号)

指定介護予防支援の具体的取扱方針

第30条

23 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与を位置づける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に介護予防福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証した上で、継続が必要な場合にはその理由を介護予防サービス計画に記載しなければならない。

③直近の認定調査票において、品目に対する基本調査項目の結果が該当していない場合

貸与用具に対して、本人の直近の認定調査における基本調査の結果のみでは給付の状態像に該当しない場合は、ケアマネージャーの判断で例外給付を受けることはできませんが、次の<u>アとイの要件を満たしていることを町が確認できれば例外給付の対象となる</u>ため、<u>次ページの手順による町への確認申請が必要</u>となります。

- ア. 次の;~前までのいずれかに該当する旨が、医師の医学的な所見に基づき判断されていること。
- イ. サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、福祉用具貸与が特に必要である旨が 判断されていること。
 - i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に第95 号告示第25号イ(※P2表)に該当する者

(例)

- ・パーキンソン病の治療薬により急激な症状の出現や、軽快と増悪を起こす現象(ON/OFF現象)が頻繁におき、日により告示で定める福祉用具が必要な状態になる。
- ・重度の関節リウマチで、関節のこわばりが朝方に強くなるため時間帯によって福祉用具が必要になる。等
- ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに第95号告示第25号イ(※P2 表)に該当するに至ることが確実に見込まれる者

(例)

- ・末期がんで、認定調査時は何とか自立していても、急激に状態が悪化して短期間で告示で定める状態となり福祉用具が必要になる。等
- iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化回避の医学的判断から第95 号告示第25号イ(※P2表)に該当すると判断できる者

(例)

- ・重度のぜんそく発作があり、特殊寝台の利用により一定の角度に状態を起こすことで、呼吸不全の危険性 を回避する必要がある旨医師から指示されている。
- ・重度の心疾患で、特殊寝台の利用により急激な動きをとらないようにし、心不全発作の危険性を回避する 必要性がある旨医師から指示されている。
- ・重度の嚥下障害で、特殊寝台の利用により一定の角度に状態を起こすことで、誤嚥性肺炎の危険性を回避 する必要性がある旨、医師から指示されている。
- ・脊髄損傷により下半身麻痺で、床ずれ発生リスクが高く、褥瘡防止が必要な旨医師からも指示されている。
- ・人工股関節の術後で、移動用リフトにより立ち座りの際の脱臼の危険性を回避する必要性がある旨医師か ら指示されている。 等
- ※ 例に示した疾病名は例外給付の状態性に該当する可能性があるものを例示したにすぎず、例示されていない疾病名でも給付の対象となることがあります。また、逆に例示されている疾病名であっても、必ずしも福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像に該当するとは限りません。

3. 町への確認申請の手順について

手順① 医師への照会

「福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像」の $i \sim iii$ のいずれかに該当するかどうか、医師に照会のうえ $A \sim C$ のいずれかの書類により医学的な所見を得てください。

- A. 主治医意見書
- B. 主治医所見聴取記録(様式に基づきケアマネージャーが作成)
- C. 診断書(様式に基づき医師が作成)

※病院によっては自己負担金が発生する場合があります。その場合は本人負担となります。

【留意点】いずれの書類でも構いませんが、①診断名 ②国の示した状態像に該当する旨 の2点の記載は必須 となります。(なお、医師は福祉用具の利用についてはあくまで助言を行う立場であり、決定を担う立 場ではありませんので、国の示した状態像に該当するかどうかが記載されていればよく、「福祉用具が 必要」といった記載は必ずしも求めませんし、逆にこのような記載のみでは不備となります。)

(1)申請添付書類 となります。※主治医の判断から必要性が認められない場合は保険内での貸与はできません。

手順② ①を踏まえてサービス担当者会議を実施

①において、医師から国の示した状態像のいずれかに該当するとの所見が示された場合は、サービス担当者会議を開催し、適切なケアマネジメントにより福祉用具を貸与することが当該被保険者に対して必要であるかどうか具体的に話し合い、**例外給付の対象とすべき状況等についてサービス担当者会議の要点等に記録**してください。

- | (2)中請添付書類 | となります。※この時点で、必要性が認められない場合には保険内での貸与はできません。
 - ★特殊寝台及び特殊寝台付属品の貸与を検討している場合は
 - 特殊寝台の機能が必要かどうか(一般の固定式ベッドで対応できないか)
 - ・「なにかにつかまればできる」方については、布団や固定式ベッドのそばに「手すり」を取り付けるなど、本人の残 存機能を活用し、その維持・向上を図れるような工夫ができないか

なども、併せて検討してください。

手順3 確認申請書の提出

②において、福祉用具を貸与することが当該被保険者に対して必要であると判断された場合、ケアマネージャー等は平内町保健福祉課介護保険係に「介護保険福祉用具貸与例外給付確認申請書」を提出してください。

【添付書類】 (1) 医師の所見等の写し

- (2) サービス担当者会議の要点(第4表)又は支援経過記録
- (3) 居宅(介護予防) サービス計画書(第1表および第2表)
 - ※ケアプランの総合的な援助方針欄に、①医師名 ②医師の所見 の記載が必須となります。 なお、本人又は家族の同意は、この時点では得ていなくても構いません。

前ページから



手順④ 福祉介護課 介護保険係での確認

町では、確認申請書の内容が添付書類により確認できるかどうか、下記の基準に照らし合わせ、 **例外給付の可否をケアマネージャーへ文書で通知します。**

確認可の判断	①~③のすべてが書面で確認できれば、例外給付可能となります。
	① 医師の所見等の写しに、「被保険者氏名・医師名・疾病名」「状態像 i ii iii のどれ
	に該当するか」がすべて記載されていること。
	② サービス担当者会議の要点に「開催日」「出席者」「福祉用具例外貸与の例外給付についての検討内容」がすべて記載されていること。
	③ 居宅(介護予防)サービス計画書に「医師の所見」「医師名」「当該福祉用具が特に 必要な理由」が記載されていること。
確認不可の判断	上記の①~③のうち、一つでも確認できない内容がある場合は例外給付は不可とな
	ります。

通知については、**原本を居宅介護支援事業所で保管し、写しを福祉用具貸与事業所へ配布してください。**福祉用具支援事業所は、サービス提供記録と合わせて、当該通知書の写しを保管してください。



福祉用具貸与の実施後、ケアマネージャー等はモニタリング(月1回)又は予防プランの目標達成状況の評価、あるいは必要に応じて随時サービス担当者会議を開催する等の手段によって、当該福祉用具の必要性を検証し、その結果を記録してください。(これらの取扱いは、通常の福祉用具貸与の場合も同様です。)また、貸与が必要でなくなった場合には、確認申請の有効期間に関わらず貸与を中止するなど、適切なサービス提供に努めてください。

4. 確認申請書の提出時期について

初回申請

原則として、サービス提供開始前に確認申請書を提出する。

やむを得ず貸与開始後に確認申請を行った場合、遡及できるのは最大で確認申請 書を受理した日の属する月の初日までとします。合理的な理由がある場合を除き、 月をまたいでの遡及は不可となりますので、町の確認を受けていない状態で福祉用 具の貸与を行う際は自己負担が発生する可能性があることを利用者に十分説明す るなど、対応について十分注意してください。

なお、要介護認定申請中で認定結果が下りていない場合であっても申請は可能で す。明らかに要介護2以上(自動排泄処理装置については要介護4以上)の認定結 果が想定される場合を除き、貸与が決定した段階で確認申請書を提出してください。

継続申請

→ 利用者の状態に変動がなく、継続して福祉用具貸与の可能性が高い場合は確認期間 終了日前に再度申請書を提出する。

要介護認定の更新申請は有効期間終了日の60日前から可能ですので、早めに更 新申請をし、その一次判定の結果等に応じて例外給付の申請書も早めに提出してく ださい。確認期間終了前に確認申請を行った場合は、確認期間の開始日は認定有効 期間終了日の翌日となります。

なお、軽度者に対する例外給付は、あくまでも例外的な取り扱いです。前回例外 給付をしていたからといって引き続き継続して申請を行うのではなく、サービス担 当者会議において改めて福祉用具の必要性を検討し、改めて必要と判断した場合に 確認申請を行うよう努めてください。

5. 確認の有効期間について

開始日

→ 貸与前に申請した場合は、確認申請書記載の貸与開始予定日

なお、原則として貸与前に確認申請を行うこととしておりますが、やむを得ず貸与 開始後に確認申請を行った場合に遡及できるのは、最大で確認申請書を受理した日 の属する月の初日までとします。合理的な理由がある場合を除き、月をまたいでの 遡及は不可となりますので、確認を受けていない状態で福祉用具の例外給付を行う 際は十分注意してください。(合理的な理由がある場合は、介護保険係にご相談くだ さい。ただし、「申請するのを忘れていた」等は合理的な理由とはなりません。)

終了日 → 原則として要介護認定又は要支援認定の有効期間の終了日

介護保険福祉用具貸与例外給付確認申請書

私は、介護保険福祉用具貸与例外給付について、居宅介護支援事業所から説明を受けたうえで確認申請を 行うこと及び、この申請に係る確認のために必要のあるときは私の心身の状態及び疾病等必要な事項につい て平内町が調査すること並びに、当該申請にかかる確認結果について次の居宅介護(介護予防)支援事業者 に通知することに同意します。

	被保険	者同意欄	者同意欄 OO OO				
●被保険者情報		(介護予防)支	援事業者の計	画作成担当者が記	三入してください。		
氏 名		00 00		被保険者番号	000		
要介護度	□要支援1 □要支援2 ■要介護1 □要介護2 □要介護3 □認定申請中(申請日 平成 年 月 日)						
認定有効期間	平成 25年	10月 1日	10月 1日 ~ 平成 26年 9月 30日				
●担当居宅介護	(介護予防)支	接事業者					
事業者	名 居宅介	護支援事業所	ひらない				
管理者氏	名	ΔΔ ΔΔ					
計画作成者氏	名	00 0		電話番号	000-0000		
●例外給付の判	断について						
①の状態像 ② 所見の確認	について医学的 方法 	□ 21号のイに該当するに至ることが確実に見込まれるため □ iii 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から第23号告示第21号のイに該当すると判断できるため □ 主治医意見書 □ 医師の診断書 ■ 医師からの所見を聴取					
確認を必要とする福祉用具 及び該当する状態像 (口にチェックを入れてください)		□1モータ □3モータ	特殊寝台及び特殊寝台付属品□1モーター□3モーター□4モーター		□ 日常的に寝返りが困難な者		
		□ 床ずれ防□ 体位変換	res falls C	□ 日常的に寝返りが困難な者 □ 日常的に寝返りが困難な者			
		ATTLE TO THE WORLD SHOW	人徘徊感知機器	意思の伝達、介護者への反応、記憶・理角 いずれかに支障がある者で、移動におい 介助を必要としない者			
		□ 移動用リフト			□ 日常的に立ち上が9が困難な者 □ 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者		
		□ 自動排泄処理装置			□ 排便及び移乗に全介助を必要とする者		
④ サービス担急	以李 会詳問從口	Web of	※ 車いすについては、確認申請は不要です。				
The second second	曾与開始年月日	A CONTRACTOR OF THE PARTY OF TH	平成 25年 11月 10日				
(5) 福祉用具の		開始年月日 平成 25年 12月 1日					

◆添付書類(各1部)

添付を忘れずに

- 医学的所見に基づく判断のための書類(②のいずれか)
- 居宅サービス計画書第1表及び第2表
- サービス担当者会議の要点の写し

平内町軽度者福祉用具例外給付Q&A

確認依頼申請書の記載

- Q1. 確認申請書の「管理者氏名欄」の印は、事業所印でなければいけないのですか。
 - A. 事業所印のほか、管理者個人印でも可です。
- Q2. 要支援の利用者のうち、地域包括支援センターから介護居宅支援事業所へ委託されている者について、申請主体は誰になるのですか。
 - A. 受託事業所となります。

提出時期

- Q3. すぐにでも福祉用具貸与を開始したいと思いますが、要介護認定の申請と同時に、例外給付の確認申請は可能ですか。
 - A. 医学的所見による状態像の判断と、サービス担当者会議を通じた適切なケアマネジメントによって早急に福祉用具が必要と判断し、暫定ケアプランによる申請であれば可能です。ただし、どんなに緊急的であっても、貸与開始前に医学的所見の聴取内容を踏まえたサービス担当者会議を開催することが必須となります。ケアマネージャーの独断による貸与決定は、例外給付の対象とはできませんのでご注意ください。なお、例外給付の開始日は、サービス担当者会議開催日以降の利用開始日からとなり、サービス担当者会議開催前に貸与した期間は全額利用者自己負担となりますので、サービス担当者会議開催前の利用については十分ご注意ください。(なお、自己負担での利用を妨げるものではありません)
- Q4. 福祉用具貸与開始後に本人が死亡した場合、申請は可能ですか。
 - A. 亡くなる前に、必要な書類(医師の医学的所見、サービス担当者会議)が整っていれば可能です。
- Q5. 確認申請有効期間内に事業所が変更となった場合、再申請は必要ですか。
 - A. 事業所間の連携(確認通知書の写しを変更後事業所へ渡す)があれば再申請は不要です。事務効率化のためにも、事業所間の連携をお願いいたします。
- Q6. 町外から転入してきた被保険者が、転入前の市町村で例外給付の確認を受けていた場合、再度平内 町へ確認申請の手続きが必要になりますか。
 - A. 保険者に確認することとなっているので、改めて平内町への申請が必要です。なお、転入前の保険者から交付された確認申請書の写しを転入前支援事業者から引き継いでいる場合は、その写しを医師の所見書類に代えることができます。

貸与の有効期間

- Q7. 7月から福祉用具貸与を行いましたが、8月に出た介護認定の一次判定の結果、軽度者となっています。これから一連の手続きを経て確認申請を行いますが、開始日を7月とすることはできますか。
 - A. 合理的な理由があると判断できる事例と考えますので開始日を遡及できる可能性が高いです。詳細を介護保険係へご相談ください。

医学的所見の確認書類

- Q8. 医師は介護認定申請時に主治医意見書を記載した医師でなくてはいけないのですか。
 - A. 福祉用具が必要な状態像を判断できる医師の所見であれば、意見書を記載した医師以外でも構いません。
- Q9. 医師が医学的所見の書類を作成してくれず、電話による聴取も受け付けてくれません。どうしたらいいですか。
 - A. 介護保険係にご相談ください、町から病院に制度の説明を行います。
- Q10. 主治医意見書にどのような記載があれば、医師の所見と認められるのですか。
 - A. 医師の記入方法にもよりますが、「1. 傷病に関する意見欄の(3)欄」又は「4. 生活機能とサービスに関する意見欄の(6)欄」又は「5. 特記すべき事項欄」のいずれかにおいて、国の定める状態に該当する旨が書かれていれば、医師の所見と認められると考えます。単に「電動ベッドが必要」と記載されているだけでは、医師の所見とは認められません。疾病によりどのような状態像になるのかというところが必要となります。
- Q11. サービス担当者会議に医師が出席した場合でも、医師の医学的所見書類が必要ですか?
 - A. サービス担当者会議で意見の聴取ができますので、出席者欄に医師の氏名があり、サービス担当者会議の要点に ①疾病名 ②国の定める状態像 が記載されていれば、別途医師の所見書類は不要とします。
- Q12. 医師に聴取したところ、「疾病的には国の定める状態像にはあてはまらないが、ベッドが必要では」 と言われました。国の定める状態像には当てはまりませんが、布団での寝起きは困難なため、特殊 寝台をレンタルしたいのですが可能ですか。
 - A. 町側で必要であると判断できる根拠が無いため、不可能です。
- Q13. 医師からの診断書が届きましたが、「麻痺のため福祉用具が必要」とのみ記載されていました。
 - A. 町では医学的所見による疾病名及び国の定める具体的な状態像が明記されていない場合を対象としています。したがって、診断書の依頼にあたっては、介護保険の専門家であるケアマネージャーとして医師への依頼、聴取の方法を工夫することが必要です。町では、医師に向けての参考通知も作成していますので、診断書の依頼時に併せて配布するなどしてください。

なお、当該利用者が福祉用具貸与の必要な状態像である旨の医学的所見を確認することができない 場合は、他の方法と併せて複数の方法により確認するなど必要な場合があります。

サービス担当者会議

- Q14. 医師の意見をふまえるということは、サービス担当者会議に医師が同席するとこととなりますが、 サービス担当者会議に医師が同席できない場合はどのように対応したらいいですか。
 - A. やむを得ず医師が欠席する場合は、入手した医師の医学的所見の書類をもとにサービス担当者会議で検討してください。(出席者名の欄に、「医師名(欠席照会)」と記載してください)

- Q15. ケアプランに「医師名」と「医学的な所見」を記載することとなっていますが、記載はどの部分に すればいいですか。
 - A. 要介護については、ケアプラン第一表の「総合的な援助方針」欄へ記載してください。 要支援については、介護予防ケアプラン(1)「健康状態について主治医意見書、健診結果、観察結果等を踏まえた留意点」に記載してください。
- Q16. ケアプランに「医師名」と「医学的な所見」を記載しなければならないとありますが、法的根拠はありますか。
 - A. 「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について(平成11年老企第22 平成19年3月30日改正通知)に記載の根拠があります。

第二 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準

- 3 運営に関する基準
- (7) 指定居宅介護支援の基本取扱方針及び具体的取扱方針
 - ② 福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の居宅サービス計画への反映
 - ウ 介護支援専門員は、当該軽度者が「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成12年老企第36号)の第二の9(2)①ウの判断方法による場合については、福祉用具の必要性を判断するため、利用者の状態像が同i)からiii)までのいずれかに該当する旨について、主治医意見書による方法のほか、医師の診断書又は医師から所見を聴取する方法により、当該医師の所見及び医師の名前を居宅サービス計画に記載しなければならない。この場合において、介護支援専門員は、指定福祉用具貸与事業者より、当該軽度者に係る医師の所見及び医師の名前について確認があったときには、利用者の同意を得て、適切にその内容について情報提供しなければならない。
- Q17. ケアプランに「医師名」と「医学的な所見」を記載しなければならないとありますが、本人は末期がんであり本人へ告知がなされていません、どうしたらいいですか。
 - A. 「医師名」と「医学的な所見」の記載があれば、「診断名」はケアプランへ記載しなくても差し支 えありませんので、「疾病のため状態が不安定であり、今後起き上がりや寝返りが困難な状態となる 可能性が高いと△病院○○医師に診断されており、寝返りや起き上がりの動作を補助するとともに、 自立支援を目的として特殊寝台及び付属品を導入する。」等、記載してください。
- Q18. 申請時点で、添付するケアプランには本人同意のサインや押印は必須ですか。
 - A. この時点では不要です。

情報提供

- Q19. 認定調査票で調査項目が該当し、ケアマネージャー等の判断で例外給付を行う場合、指定福祉用具貸与事業者に「認定調査票において調査項目に該当していることが確認できる文書を指定福祉用具貸与事業所へ送付してください」とありますが、この法的根拠はありますか。
 - A. 「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について(平成11年老企第22号 平成19

第二 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準

- 3 運営に関する基準
- (7) 指定居宅介護支援の基本取扱方針及び具体的取扱方針
 - ② 福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の居宅サービス計画への反映
 - イ 介護支援専門員は、当該軽度者の調査票の写しを指定福祉用具貸与事業者へ提示することに同意を得たう えで、市町村により入手した調査票の写しについて、その内容が確認できる文書を指定福祉用具貸与事業 者へ送付しなければならない。

Q20. 認定調査票をいただく際の確約書には「ケアプランの作成目的以外には使用しない」旨確約しています。 それでも、福祉用具貸与事業者へ写しを交付してもいいのですか。

A. 介護認定申請時の申請書において、必要な場合は居宅介護サービス事業者へ情報提供することについて本人より承諾をいただいているため、今回のように法令に定められている場合に限り、ケアマネージャーから写しを交付することを認めます。なお、認定情報そのものを交付するのではなく、福祉用具の必要性について協議した際の「サービス担当者会議の要点」に、直近の認定情報における調査項目の内容を記載することで「該当項目に該当していることが確認できる文書」として扱うことも可能ですので、ご検討ください。

その他

- Q21. 軽度者が一般のベッドを所有しており、特殊寝台付属品であるマットレスのみ例外給付で貸与を受けたい と考えていますが、所定の手続きを踏んで必要性が確認できれば例外給付の対象となりますか。
- A. 付属品のみの貸与については、既に特殊寝台を使用している場合には可能です。ただし、「特殊寝台」とは、厚生省告示第93 号及び貸与告示第3 項に規定する機能を有するものであり、電動ではない一般のベッドは特殊寝台には該当しませんので、一般のベッドに対して特殊寝台付属品のみの貸与は軽度者か否かにかかわらず介護保険適用外のサービスとなり、給付は受けられません。

《厚生省告示93 号:特殊寝台の定義》

- ・ サイドレールが取り付けてあるもの又は取り付けることが可能なものであって、次に掲げる機能のいず れかを有するもの
 - 1 背部又は脚部の傾斜角度が調整できる機能
 - 2 床板の高さが無段階に調整できる機能

《貸与告示第3項》

・貸与告示第3項に規定する「サイドレール」とは、利用者の落下防止に資するものであるとともに、取付けが簡易なものであって、安全の確保に配慮された者に限られる。